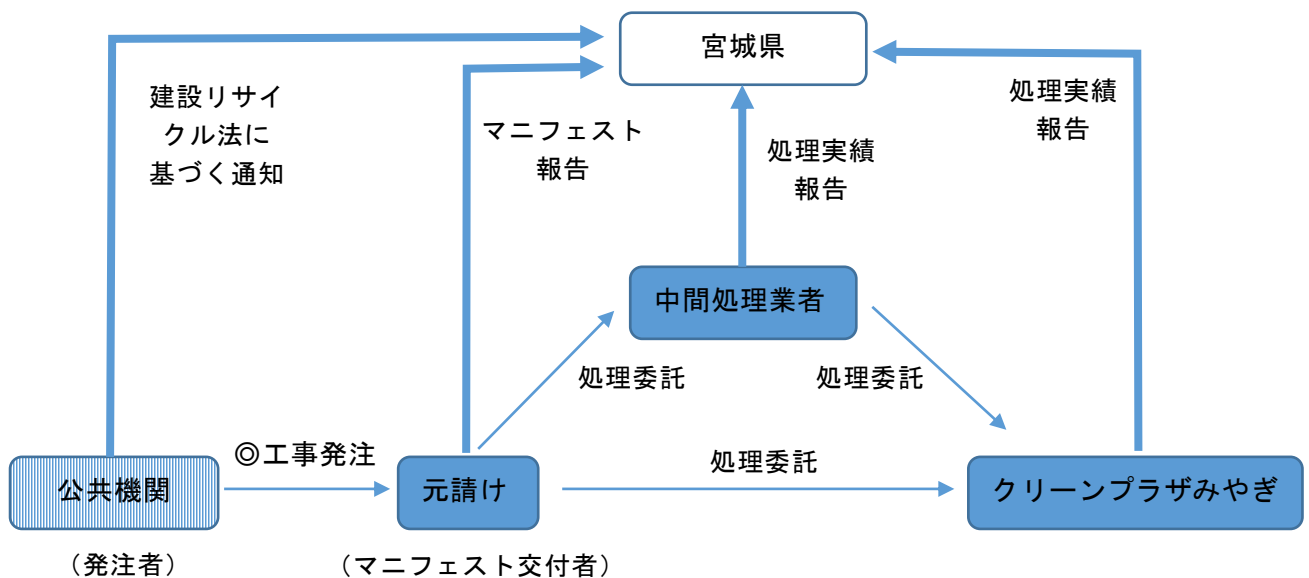


## 第 1 回懇話会において出された質問に対する回答

## 1 「クリーンプラザみやぎ」の公共事業への関与度について

- (1) 環境事業公社の見解 → 公社保有のデータだけでは、公共事業への関与度の把握は困難
- (2) 産業廃棄物マニフェストをもとに推計（\*公共事業由来の処分量割合）
- 結果として、マニフェストや処理実績報告などから廃棄物が公共事業由来かどうか把握することは困難であった。
  - その理由は、マニフェストは制度上、元請け事業者がマニフェスト交付者（排出者）となるが、その際、工事の発注者（公共機関等）を記載する必要がなく、マニフェストを辿っても発注者までは確認できず、公共事業であるかを把握できない。（下図参照）
  - また、宮城県への年 1 回の処理実績報告においても、工事の発注者までは記載されておらず、公共事業の割合は把握できない。



## (3) 建設リサイクル法の通知等件数をもとに推計（\*公共事業の件数割合）

- 建設リサイクル法では、下表の一定基準以上の工事等の着手前には、公共工事では通知、民間工事では届出が義務づけられている。
- H28年度の通知（公共）及び届出（民間）件数をもとに、工事全体における公共工事の割合を求めると、 $2,552 \text{ 件} / (4,952 \text{ 件} + 2,552 \text{ 件}) = \underline{\underline{34\%}}$ となる。

## 【通知及び届出が必要となる工事の種類と基準】

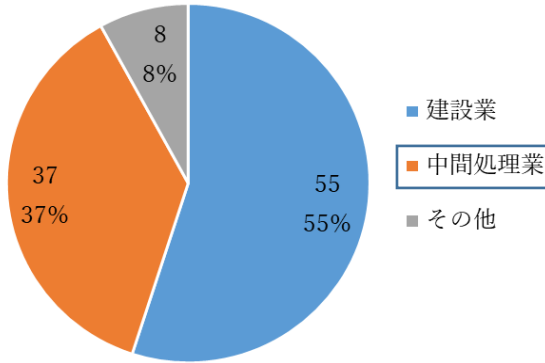
工事の種類	基準
A 建築物の解体	80m <sup>2</sup>
B 建築物の新築・増築	500m <sup>2</sup>
C リフォーム等	1億円
D その他の工事（土木工事等）	500万円

(4) 産業廃棄物処理実績報告をもとに推計（\*公共事業由来の処分量割合）

- 環境事業公社から提出された「H29年度 産業廃棄物処理実績報告」において、クリーンプラザへの最終処分の委託量が上位100社のデータをもとに推計を行った。
- その結果、クリーンプラザの最終処分量（業種別）の約81%が建設由来の廃棄物と推測された。

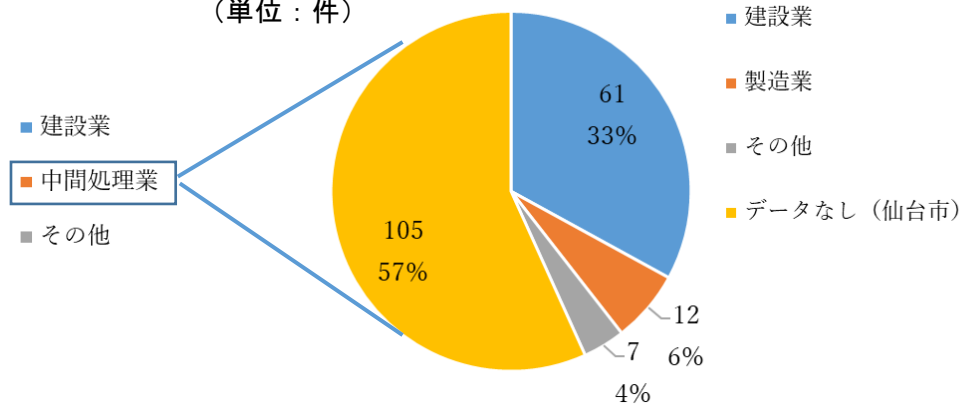
①委託事業者内訳(業種別)(上位100社)

(単位：件)



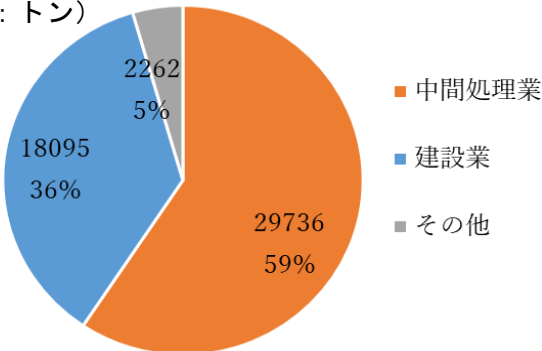
②中間処理委託者内訳（業種別）（n=5×37=185）

(単位：件)



③最終処分量（業種別）（計50,093トン）

(単位：トン)



【推計の手順】

- (1) グラフ①は、最終処分の委託量が多い上位100社の業種であり、建設業が55%、中間処理業者が37%。
- (2) グラフ②は、この37%の中間処理業者について、委託量の多い上位5者を各社から抽出し、その業態を調べて件数を集計したもの。県内の中間処理業者が、同じ割合で建設業者から委託を受けていると仮定すると、全体の建設業の割合は、61件/80件=76%となる。
- (3) これを踏まえて、グラフ①での建設業者の件数は55件+(37件×76%)=83件/100件で、83%となる。
- (4) その結果、グラフ③では、最終処分量のうち建設由来の最終処分量は  
 $18,095 \text{ トン} + (29,736 \text{ トン} \times 76\%)$   
 $= 40,694 \text{ トン} / 50,093 \text{ トン} (81\%)$   
 となり、最終処分量の約81%が建設由来の廃棄物という結果となった。

(5) まとめ

- 前述(3)のとおり、建設リサイクル法に基づく公共工事の件数割合では全体の34%となっている。一般的に、民間工事に比べて公共工事の規模は大きいことから、産業廃棄物の排出量は34%よりもかなり多いものと推測される。
- また、前述(4)のとおり、「クリーンプラザみやぎ」における最終処分量の約81%が建設工事由来の廃棄物と考えられることから、同処分場にはかなり多くの公共事業由来の廃棄物を受け入れているものと想定される。

## 2 「クリーンプラザみやぎ」で受け入れなければならない廃棄物の動向

(1) 環境事業公社の見解 → 公社でなければ受けられない品目はない

(2) 関係事業者の聞き取り調査結果

○ クリーンプラザみやぎと、最終処分量が多い建設業者等にヒアリングを行った。

その概要は以下のとおり。

- 混合廃棄物（がれき）、塩ビ管（廃プラ）、石膏ボード、断熱材・グラスウール（ガラコン）は処理困難で埋立てが優先される。
- 民間処分場と環境事業公社では、受入品目は同じ。事業者は、料金を比較して安い方を選択している。
- 中間処理業者には、混合廃棄物を受け入れる事業者と、拒否する事業者がいるが、受け入れる事業者であっても、中間処理できずに最終処分に回す場合もある。